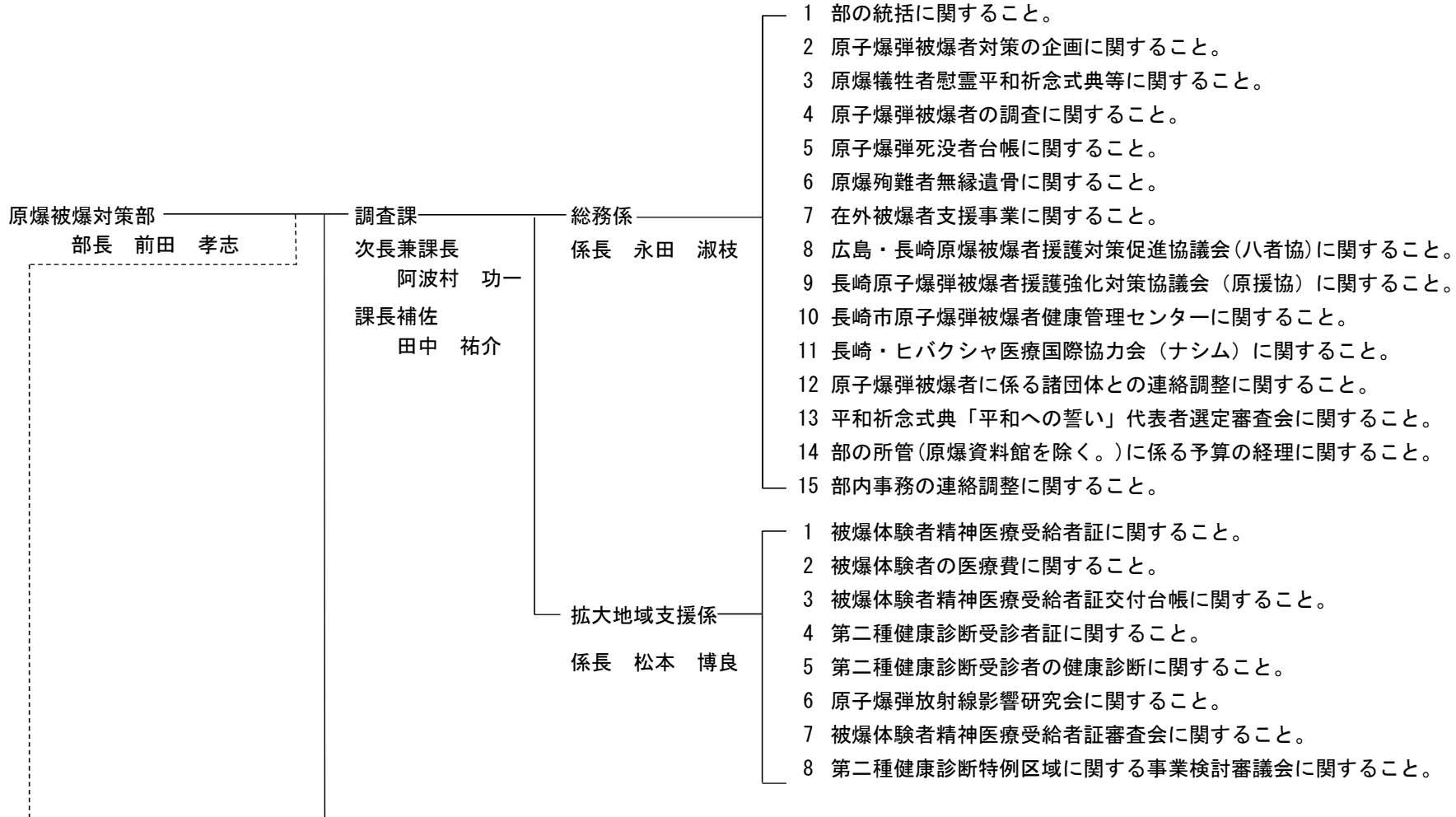


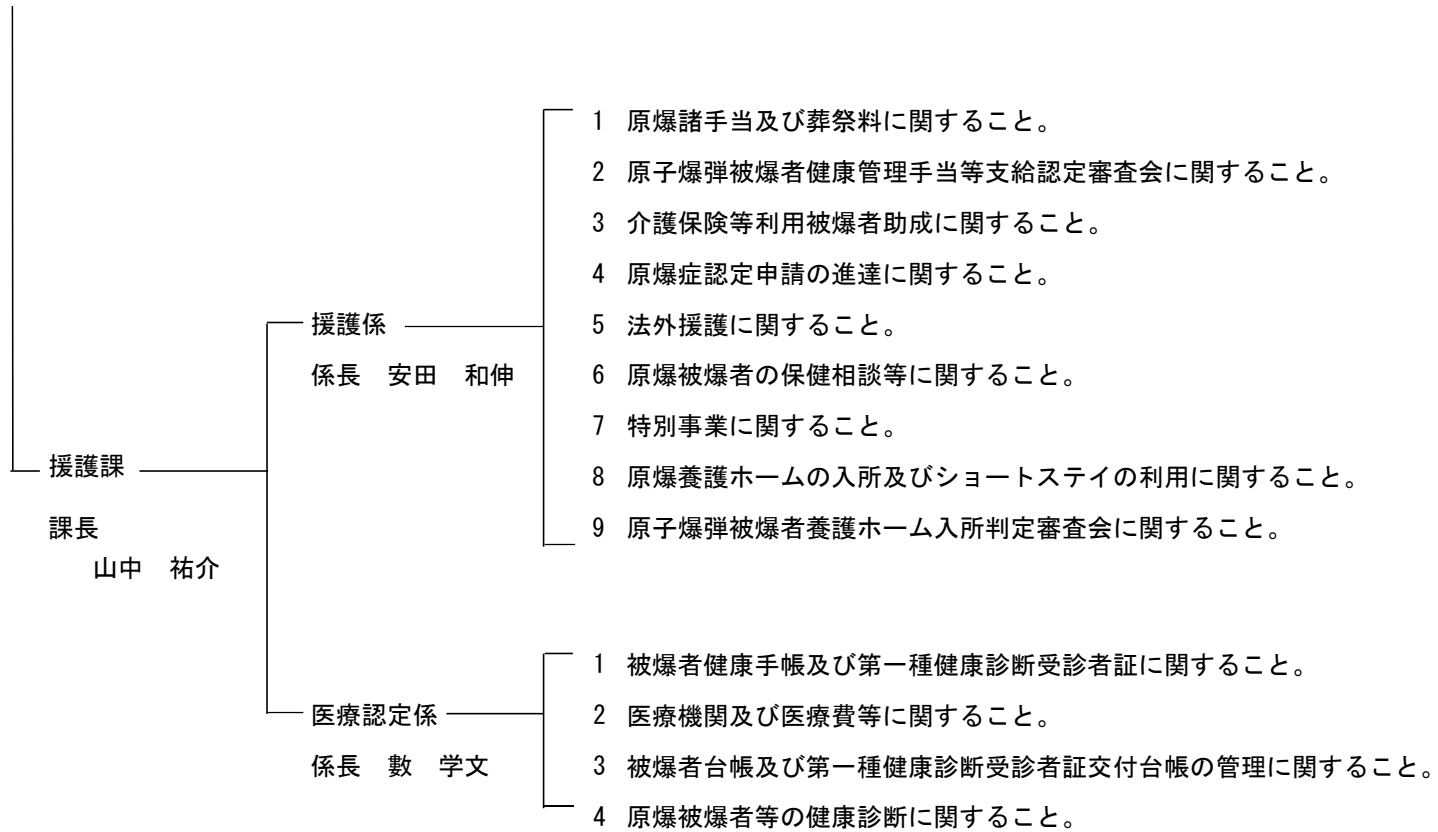
## 所管事項調査に関する資料

目次	ページ
1 原爆被爆対策部の機構及び事務分掌	2～4
2 補職者及び職員数	5
3 事業の概要	
(1) 被爆者等の動向について	6～7
(2) 各種手当等について	8
(3) 原爆・平和関連施設の入館状況について	9～10
4 訴訟の現況について	11
5 指定管理者制度の更新の方針について	
(1) 指定管理者制度導入施設一覧	12
(2) 公募予定施設（長崎原爆資料館・長崎市平和会館）	12～29
6 令和4年度指定管理者制度の状況について	別冊

原爆被爆対策部  
令和5年6月

# 1 原爆被爆対策部の機構及び事務分掌





原爆資料館

館長 井上 琢治

(長崎平和推進協会派遣)

原爆資料館付  
林 尚之

平和推進課

課長 松尾 美香 係長 豊 美弥子  
係長 井下 沙織  
主幹 黒田 章徳

- 1 平和アピールの推進に関する事。
- 2 平和の文化の醸成に関する事。
- 3 平和に関する諸問題の調査研究に関する事。
- 4 国内外からの要人の接遇に関する事(平和推進課の所管に係るものに限る。)
- 5 長崎原爆資料館の展示更新に関する事。
- 6 長崎原爆資料館運営審議会に関する事。
- 7 平和宣言文起草委員会に関する事。
- 8 原爆資料館の所管に係る予算の経理に関する事。
- 9 平和会館及び永井隆記念館に関する事。
- 10 原爆資料館内事務の連絡調整に関する事。
- 11 (公財)長崎平和推進協会との連絡調整に関する事。
- 12 ヒロシマ・ナガサキ平和アピール推進委員会に関する事。
- 13 平和首長会議に関する事。
- 14 日本非核宣言自治体協議会に関する事。
- 15 核兵器廃絶長崎連絡協議会に関する事。

被爆継承課

課長 伊福 伸弘 係長 末安 公貴

- 1 原子爆弾による被災に関する資料の調査・収集、保存及び公開に関する事。
- 2 被爆建造物等保存整備事業に関する事。
- 3 長崎市原子爆弾被災資料審議会に関する事。
- 4 長崎原爆遺跡調査検討委員会に関する事。
- 5 長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎に関する事。
- 6 県外原爆・平和展に関する事。
- 7 青少年ピースボランティア育成に関する事。
- 8 青少年ピースフォーラムに関する事。
- 9 青少年平和交流事業に関する事。
- 10 平和学習の支援に関する事。
- 11 「語り継ぐ被爆体験(家族・交流証言)」推進事業に関する事。
- 12 世界平和祈念行事実行委員会に関する事。
- 13 平和の灯実行委員会に関する事。
- 14 収蔵資料インターネット公開に関する事。
- 15 「被爆遺構マップ」等のサイトに関する事。
- 16 「長崎クスノキプロジェクト」推進事業に関する事。

## 2 補職者及び職員数

原爆被爆対策部 職員数 45人  
 ( 補職者 16人 ) ※補職者数は係長級以上の数

(令和5年6月1日現在)

部・課等	補職等名	人数	部・課等	補職等名	人数
原爆被爆対策部	部長	1人	原爆資料館	館長	1人
調査課 13人 (補職者 4人)	次長兼課長	1人	平和推進課 9人 (補職者 4人)	課長	1人
	課長補佐	1人		主幹	1人
	係長	2人		係長	2人
	主任	1人		主任	1人
	主事	5人		専門官	1人
	職員	3人		主事	2人
厚生労働省派遣		1人	職員	1人	
援護課 10人 (補職者 3人)	課長	1人	外務省派遣		1人
	係長	2人	被爆継承課 8人 (補職者 2人)	課長	1人
	専門官	1人		係長	1人
	主事	2人		主任	1人
	職員	3人		専門官	1人
	再任用職員	1人		主事	3人
				職員	1人
			平和推進協会派遣 1人 (補職者 1人)	次長	1人

### 3 事業の概要

#### (1) 被爆者等の動向について

##### ア 被爆者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

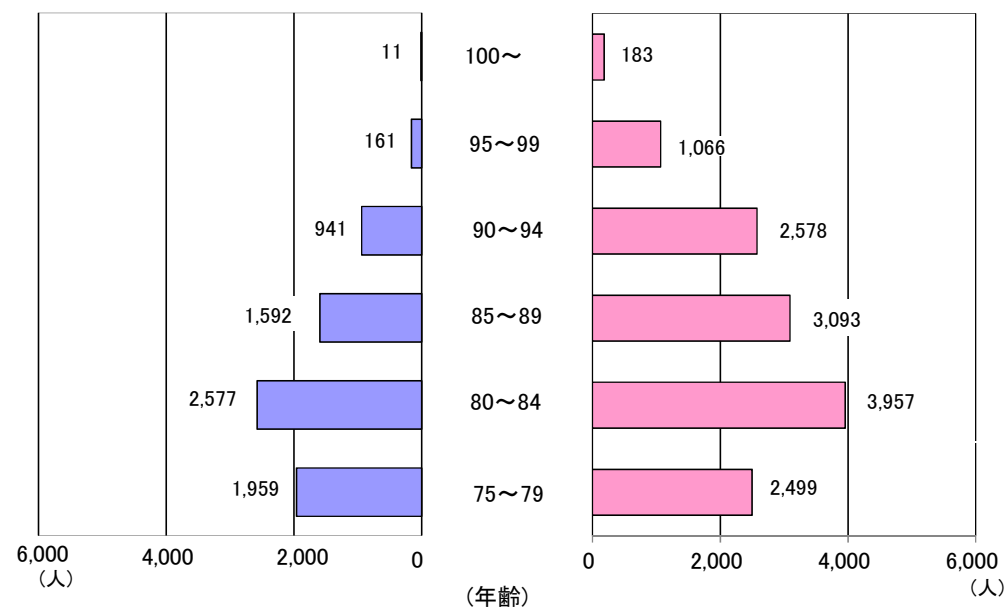
年度	被爆者健康手帳所持者数	増				減			増減 (a - b)
		新規	転入	切替等	計 a	死亡	転出	計 b	
H30	27,405	7	88	0	95	1,591	163	1,754	△ 1,659
R元	25,726	15	70	0	85	1,640	124	1,764	△ 1,679
R2	24,054	10	52	0	62	1,623	111	1,734	△ 1,672
R3	22,402	9	47	0	56	1,612	96	1,708	△ 1,652
R4	20,617	5	56	0	61	1,750	96	1,846	△ 1,785

##### イ 被爆者の状況

(令和5年3月31日現在)

	男性	計	女性
	7,241人 (35.1%)	20,617人	13,376人 (64.9%)
平均年齢	83.47歳	84.90歳	85.67歳

性別・年齢階層別被爆者数



ウ 第一種健康診断受診者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位:人)

年度	第一種健康診断受診者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	異動※	計b	
H30	4	0	0	0	0	0	0	0	0
R元	5	1	0	1	0	0	0	0	1
R2	4	0	0	0	0	1	0	1	△ 1
R3	3	0	0	0	1	0	0	1	△ 1
R4	3	0	0	0	0	0	0	0	0

※「異動」欄は、第一種健康診断受診者証から被爆者健康手帳に切り替えた件数

エ 第二種健康診断受診者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位:人)

年度	第二種健康診断受診者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	その他※	計b	
H30	5,483	2	8	10	232	20	0	252	△ 242
R元	5,244	3	7	10	238	8	3	249	△ 239
R2	4,981	0	7	7	259	9	2	270	△ 263
R3	4,699	3	1	4	271	15	0	286	△ 282
R4	4,389	0	7	7	292	25	0	317	△ 310

※「その他」欄は、被爆者健康手帳取得等による返還の件数

オ 被爆体験者精神医療受給者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位:人)

年度	被爆体験者精神医療受給者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	その他※	計b	
H30	4,713	11	3	14	197	14	9	220	△ 206
R元	4,514	15	3	18	204	6	7	217	△ 199
R2	4,307	15	6	21	216	7	5	228	△ 207
R3	4,057	9	1	10	242	11	7	260	△ 250
R4	3,786	11	4	15	261	18	7	286	△ 271

※「その他」欄は、更新(継続)辞退等による返還の件数

(2) 各種手当等について

種 別	支給の対象となる人	令和5年度金額	種 別	支給の対象となる人		令和5年度金額
医療特別手当	負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものであるという厚生労働大臣の認定を受けた人(認定被爆者)で、現在もその負傷又は疾病の状態にある人	月額 145,420円	保健手当	爆心地から2キロメートル以内で直接被爆した人及び被爆当時その人の胎児であった人	左に該当する人のうち、次(ア)又は(イ)に該当する人 (ア)省令で定める範囲の身体上の障害がある人 (イ)配偶者、子及び孫のいずれもいない70歳以上の人であって、その人と同居している人がいない人	月額 35,760円
	特別手当	上記認定を受けた人で、現在は認定された負傷又は疾病の状態にない人			月額 53,700円	上記(ア)、(イ)のいずれにも該当しない人
原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射能の影響による小頭症の人	月額 50,050円	介護手当	省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害により介護を要する状態であって、かつ、実際に介護を受けている人	[費用介護] 費用を支出して介護を受けたとき(介護保険利用の場合の対象サービスは訪問介護・夜間対応型訪問介護・訪問型サービス(第1号訪問事業))	重 度 月額 105,800円以内 〔下限額 22,830円〕
健康管理手当	次の障害のいずれかを伴う疾病にかかっている人 1. 造血機能障害 2. 肝臓機能障害 3. 細胞増殖機能障害 4. 内分泌腺機能障害 5. 脳血管障害 6. 循環器機能障害 7. 腎臓機能障害 8. 水晶体混濁による視機能障害 9. 呼吸器機能障害 10. 運動器機能障害 11. 潰瘍による消化器機能障害	月額 35,760円			[家族介護] 重度障害で費用を支出しないで家族等に介護を受けているとき	中 度 月額 70,520円以内
			葬祭料	被爆者が死亡したとき、その人の葬祭を主として行った人(死亡原因が交通事故、先天性疾病など原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかなる場合を除く)	月額 212,000円	



(3) 原爆・平和関連施設の入館状況について

ア 原爆資料館

(単位：人)

年度	展示室						ホール 図書室 平和学習室	合計
	有料			無料	小計	うち 修学旅行生		
	大人	小人	計					
R2	72,117	101,700	173,817	32,478	206,295	92,806	30,015	236,310
R3	71,314	160,589	231,903	35,802	267,705	149,697	42,461	310,166
R4	209,222	276,026	485,248	59,097	544,345	247,205	79,888	624,233

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため次の期間を臨時休館  
 令和2年度（52日間） 令和2年4月10日から令和2年5月31日まで（52日間）  
 令和3年度（104日間） 令和3年4月28日から令和3年6月7日まで（41日間）  
 令和3年8月10日から令和3年9月12日まで（34日間）  
 令和4年1月23日から令和4年2月20日まで（29日間）

イ 永井隆記念館

(単位：人)

年度	展示室						図書室	合計	
	有料			無料					
	個人	団体	計	高校生以下	その他	計			
R2	3,123	52	3,175	51,077	3,779	54,856	58,031	4,279	62,310
R3	2,346	85	2,431	61,350	3,577	64,927	67,358	4,738	72,096
R4	5,312	700	6,012	83,842	5,687	89,529	95,541	5,984	101,525

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため次の期間を臨時休館  
 令和2年度（52日間） 令和2年4月10日から令和2年5月31日まで（52日間）  
 令和3年度（104日間） 令和3年4月28日から令和3年6月7日まで（41日間）  
 令和3年8月10日から令和3年9月12日まで（34日間）  
 令和4年1月23日から令和4年2月20日まで（29日間）

ウ 被爆建造物等

(単位：人)

年度	長崎県防空本部跡 (立山防空壕)	三菱兵器住吉 トンネル工場跡	長崎原爆遺跡 旧城山国民学校校舎	山里小学校 原爆資料室	合計
R2	6,974	2,895	15,391	29,540	54,800
R3	9,377	2,236	17,884	39,817	69,314
R4	13,907	2,292	23,720	52,967	92,886

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため次の期間を臨時休館(住吉トンネル工場跡を除く)  
 令和2年度(52日間) 令和2年4月10日から令和2年5月31日まで(52日間)  
 令和3年度(104日間) 令和3年4月28日から令和3年6月7日まで(41日間)  
 令和3年8月10日から令和3年9月12日まで(34日間)  
 令和4年1月23日から令和4年2月20日まで(29日間)

## 5 指定管理者制度の更新の方針について

### (1) 指定管理者制度導入施設一覧

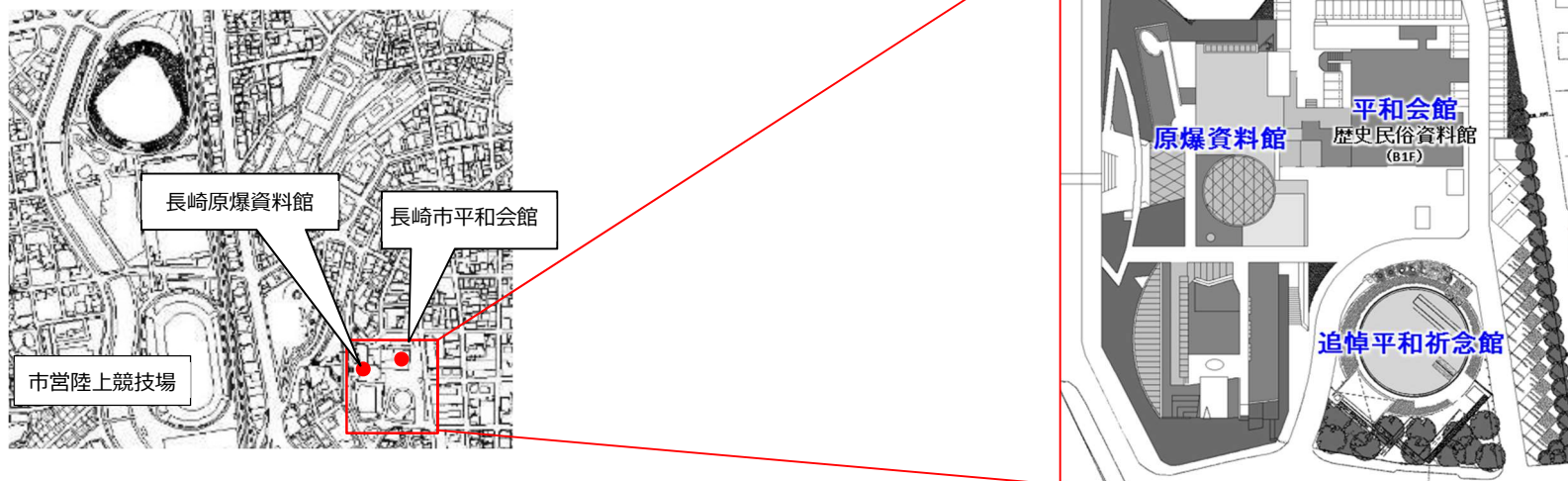
選定方法	施設名	設置根拠（条例）	現在の指定管理者	指定期間	所管課
公募	長崎原爆資料館 長崎市平和会館	長崎原爆資料館条例 長崎市都市公園条例	長崎平和施設管理グループ	令和元年9月1日～ 令和6年8月31日	平和推進課
非公募	長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター	長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター条例	公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日	調査課
	長崎市永井隆記念館	長崎市永井隆記念館条例	特定非営利活動法人長崎如己の会	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	平和推進課
	長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎	長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎条例	城山小学校被爆者平和発信協議会	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	被爆継承課

※長崎原爆資料館・長崎市平和会館は、長崎市歴史民俗資料館と併せて、上記の指定管理者を選定している。

### (2) 公募予定施設

#### ア 施設の概要

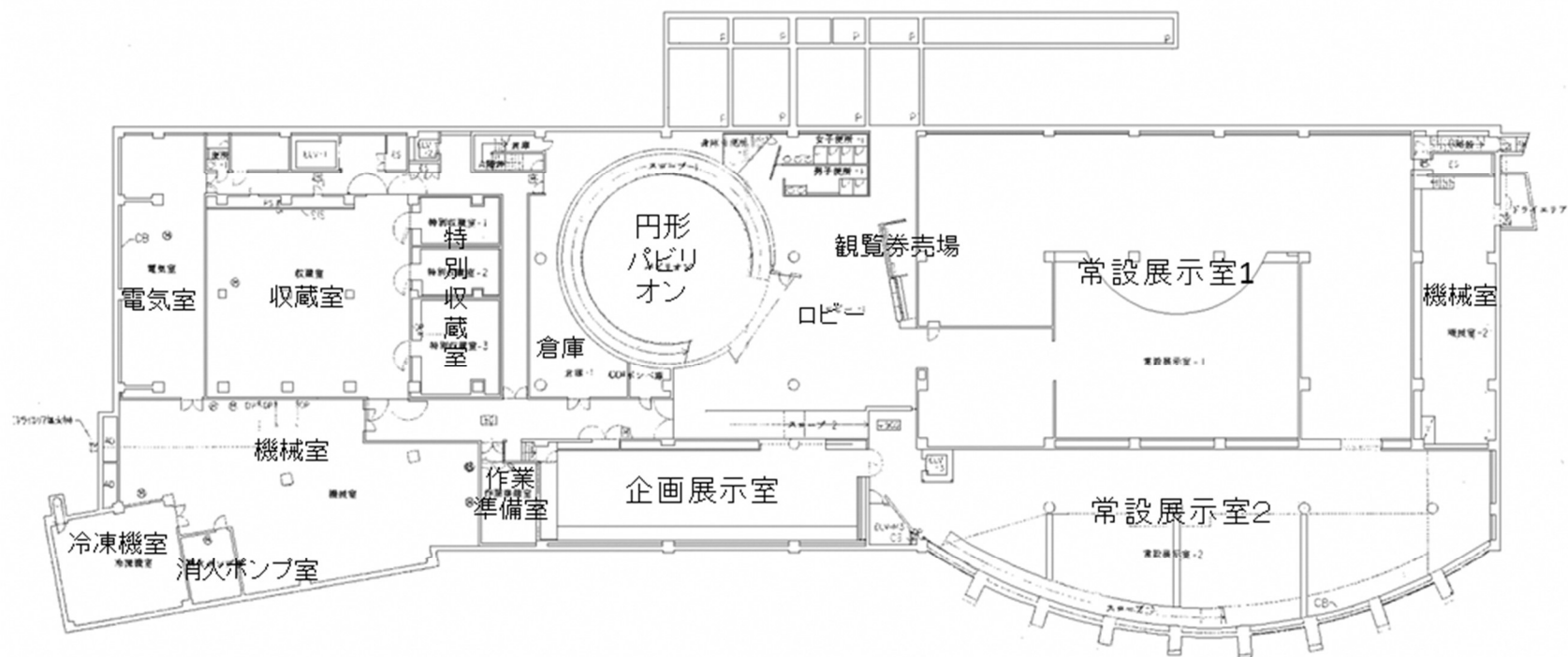
##### (ア) 位置図



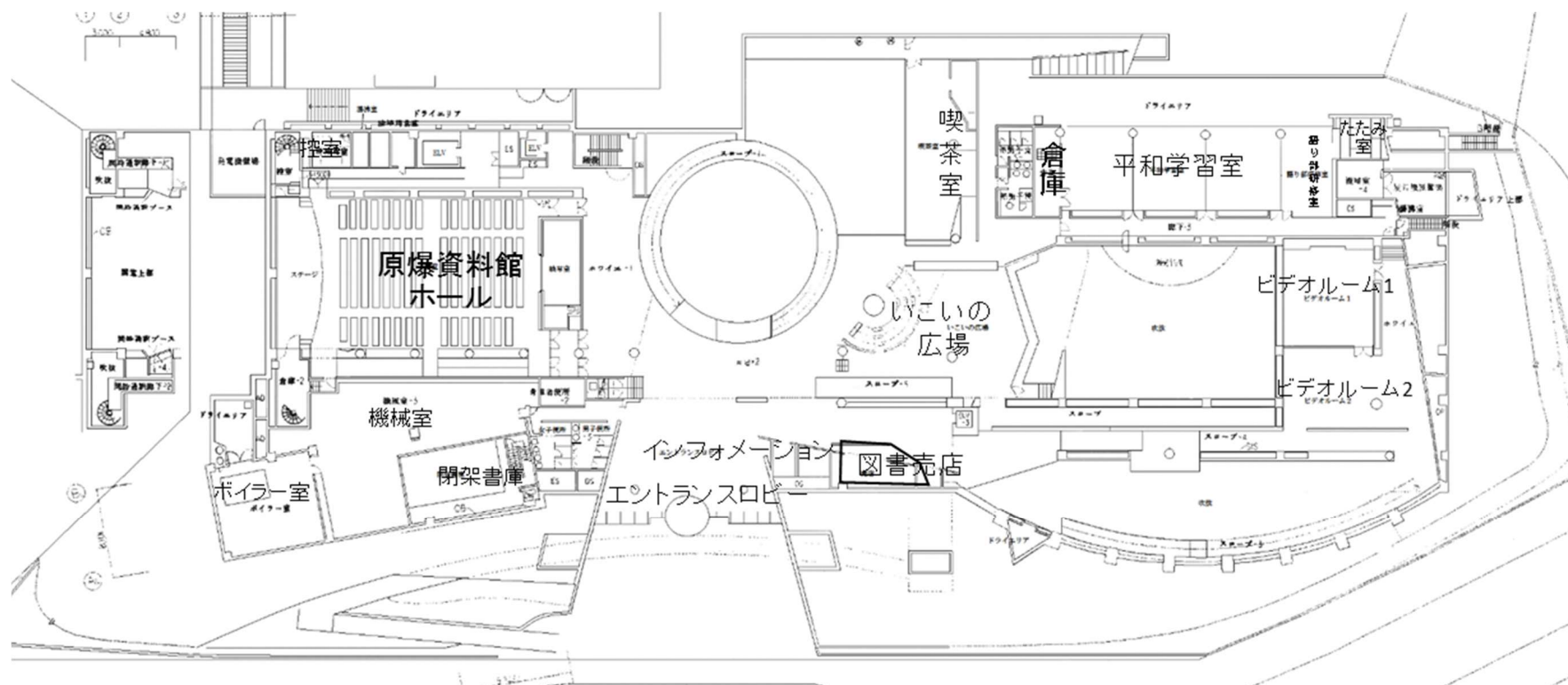
(イ) 長崎原爆資料館

a 配置図

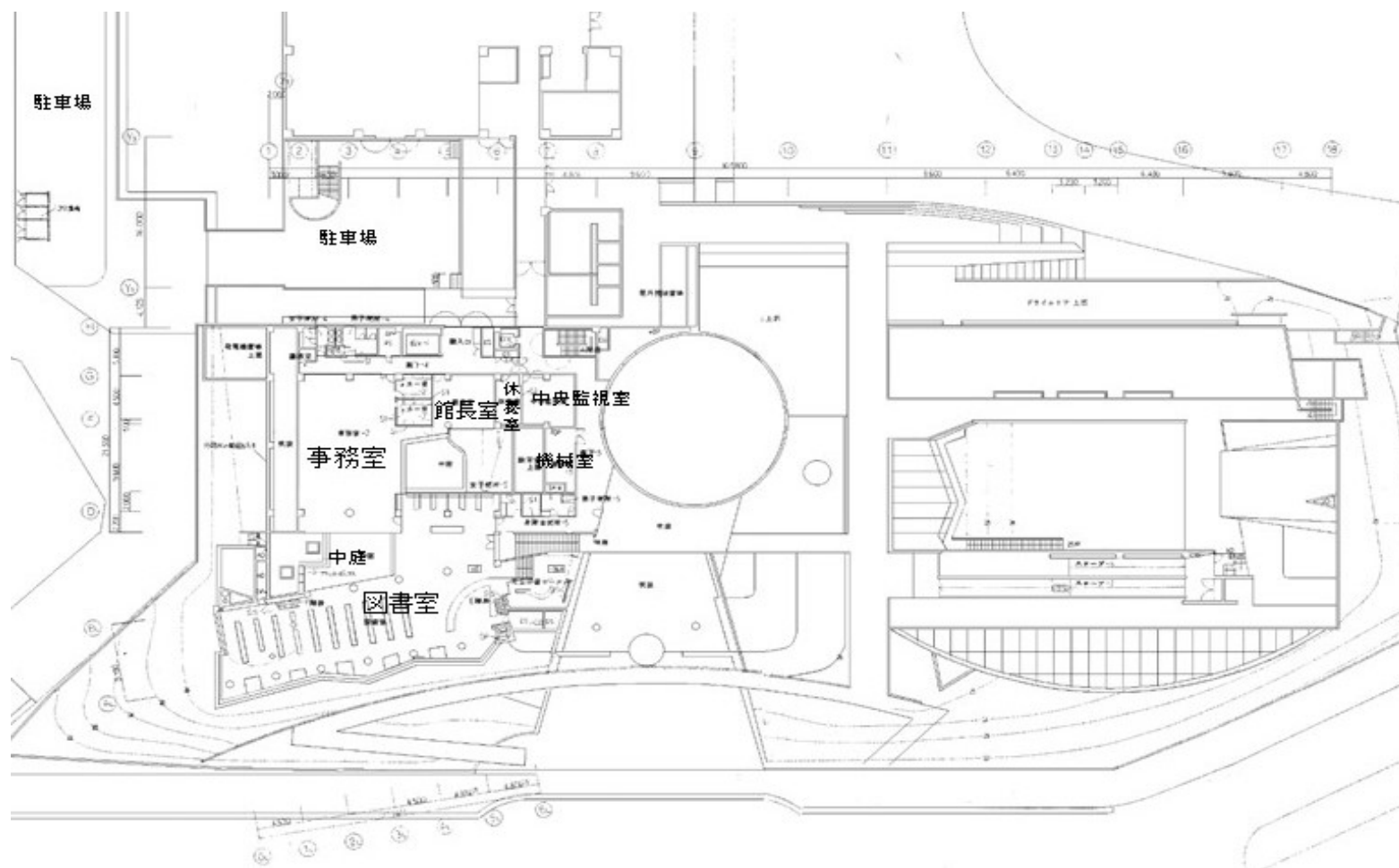
地下2階



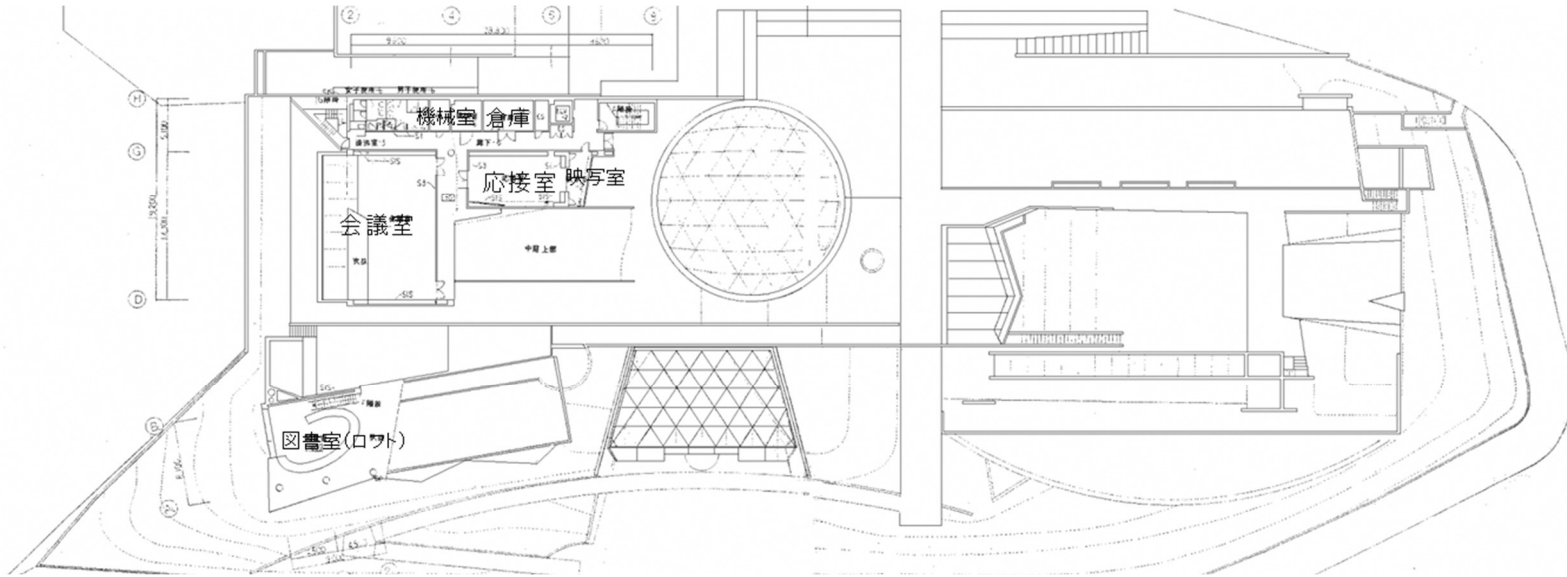
地下1階



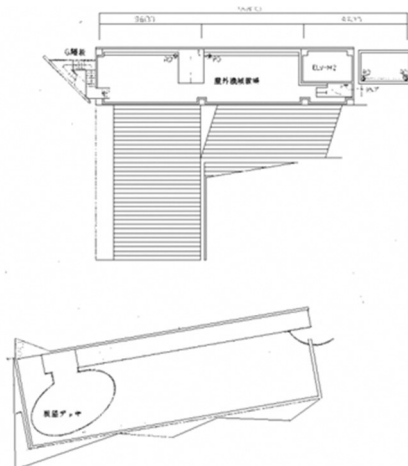
1階



2階



屋上



- b 所在地 長崎市平野町7番8号
- c 構造 鉄筋コンクリート・一部鉄骨造  
地下2階・地上2階  
延床面積 7,949.73 m<sup>2</sup>
- d 設置年月日 平成8年4月1日
- e 設置目的 原子爆弾により被爆した都市の使命として、被爆の実相と長崎市民の平和への願いを広く国の内外に伝え、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に寄与するため。
- f 主な施設内容

地下2階	観覧券売場、ロビー、常設展示室1、常設展示室2、企画展示室、円形パビリオン、収蔵室、特別収蔵室、作業準備室、倉庫、機械室、電気室、消火ポンプ室、冷凍機室
地下1階	インフォメーション、エントランスロビー、原爆資料館ホール、控室、平和学習室、倉庫、研修室・たたみ室、ビデオルーム1、ビデオルーム2、いこいの広場、喫茶室、書籍等売店、閉架書庫、機械室、ボイラー室
1階	図書室、中庭、事務室、館長室、休養室、中央監視室、機械室
2階	会議室、応接室、映写室、図書室（ロフト）、倉庫、機械室
屋上	屋上庭園、屋上機械置場



g 開館時間の承認の基準

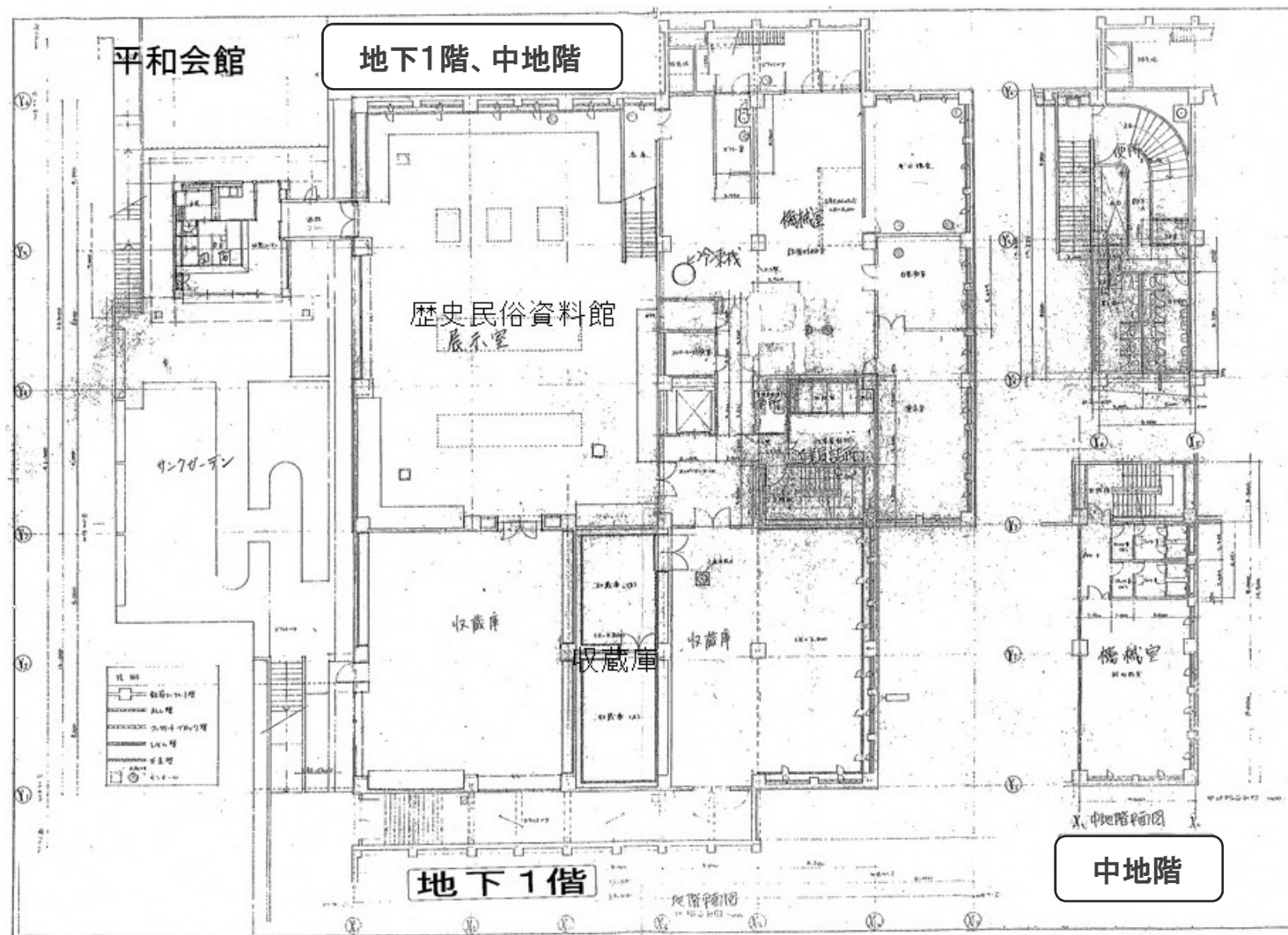
展示室	9月～4月	8時30分～17時30分
	5月～8月(8月7日～9日を除く)	8時30分～18時30分
	8月7日～9日	8時30分～20時00分
ホール		9時00分～22時00分
図書館		9時00分～17時00分
その他		8時30分～17時30分
駐車場	9月～4月	8時00分～18時00分
	5月～8月(8月7日～9日を除く)	8時00分～19時00分
	8月7日～9日	8時00分～20時30分

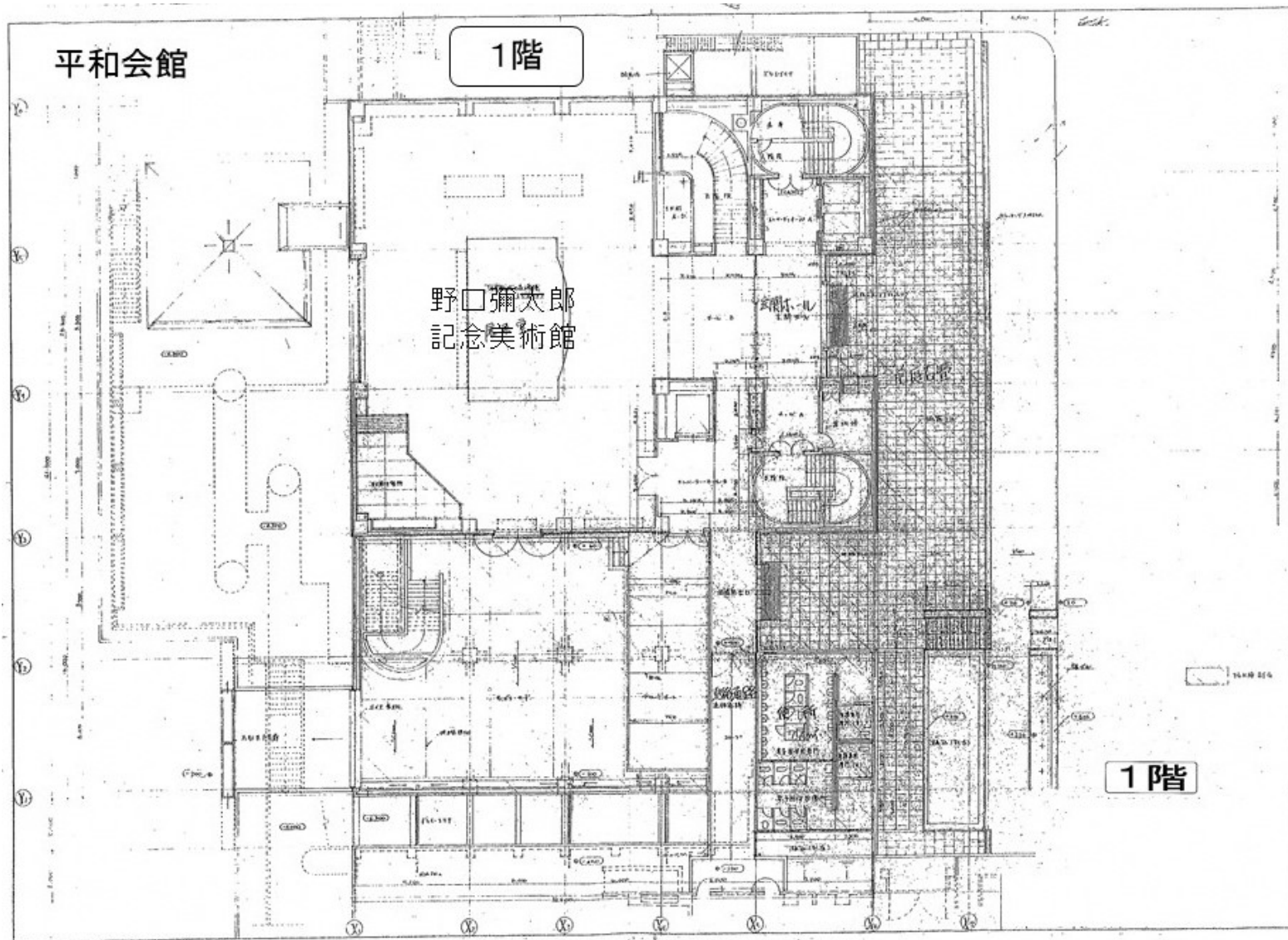
h 休館日の承認の基準

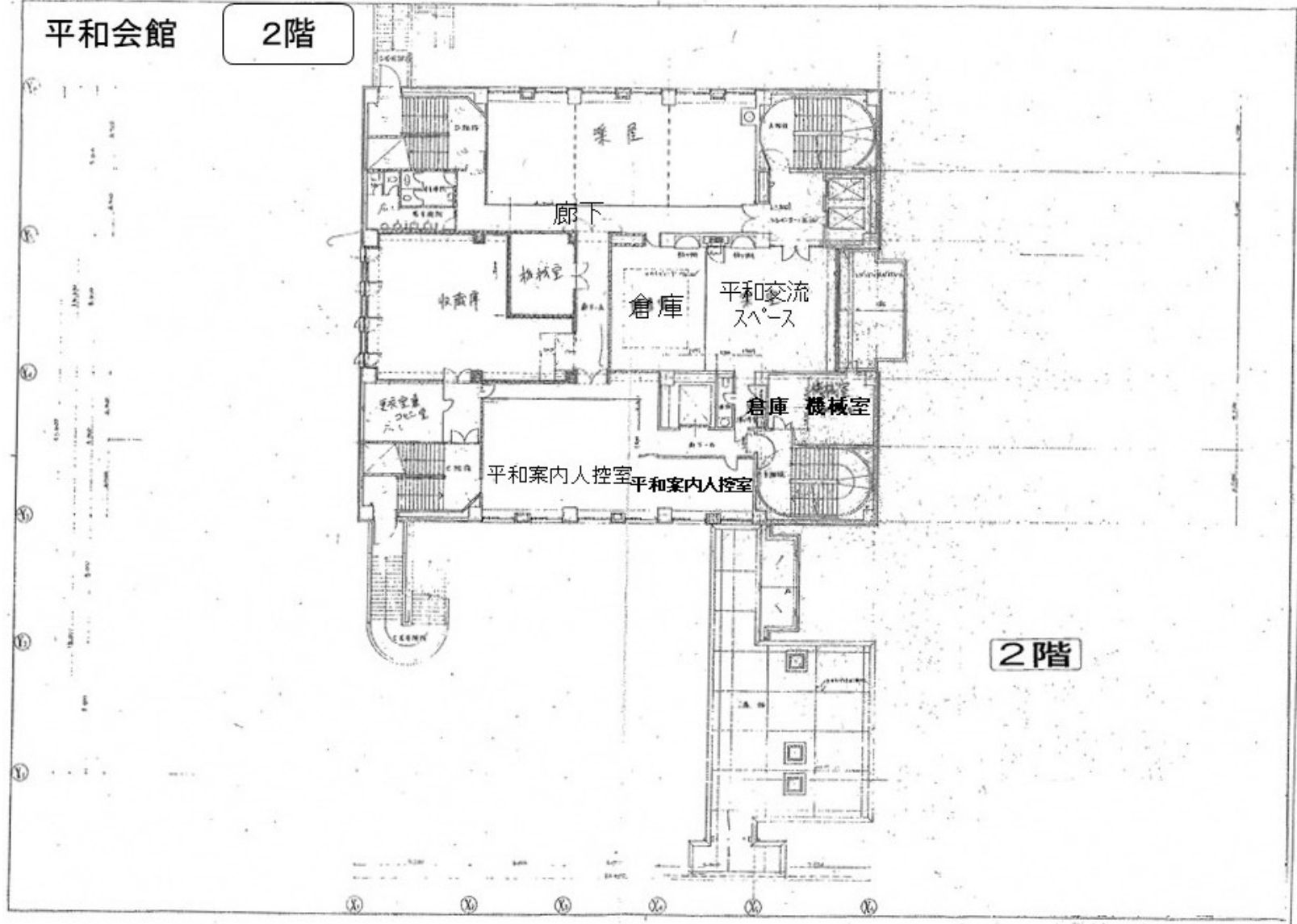
全館	12月29日～31日
うちホール	全館に加えて1月1日～3日
うち図書室	全館に加えて毎週月曜日及び1月1日～3日

(ウ) 長崎市平和会館

a 配置図

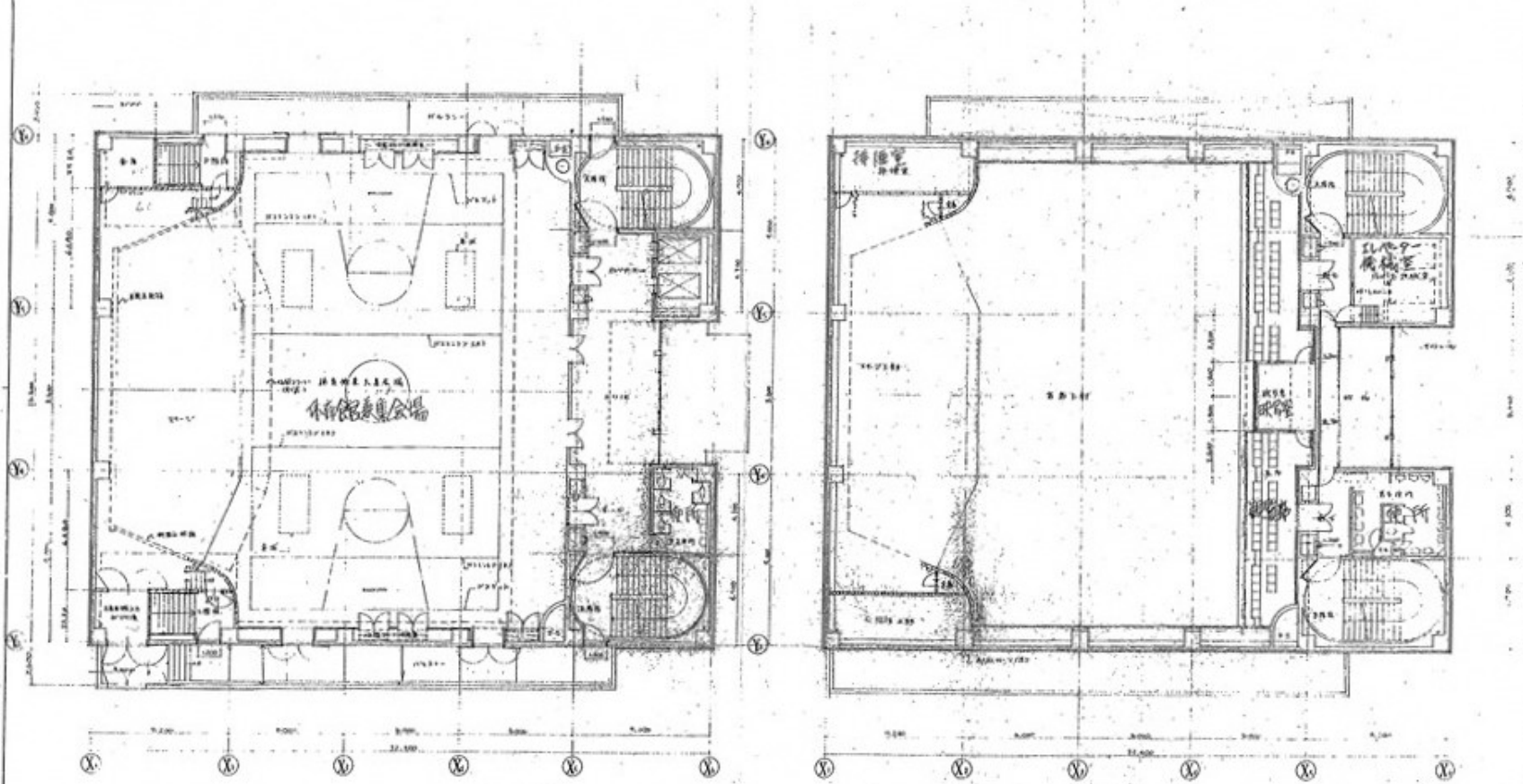






平和会館

3、4階

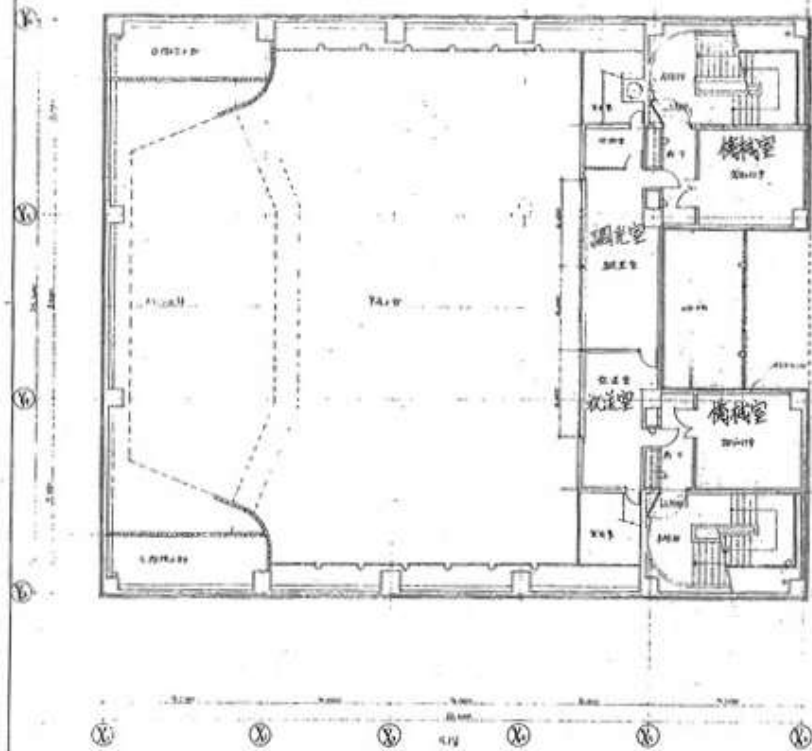


3階

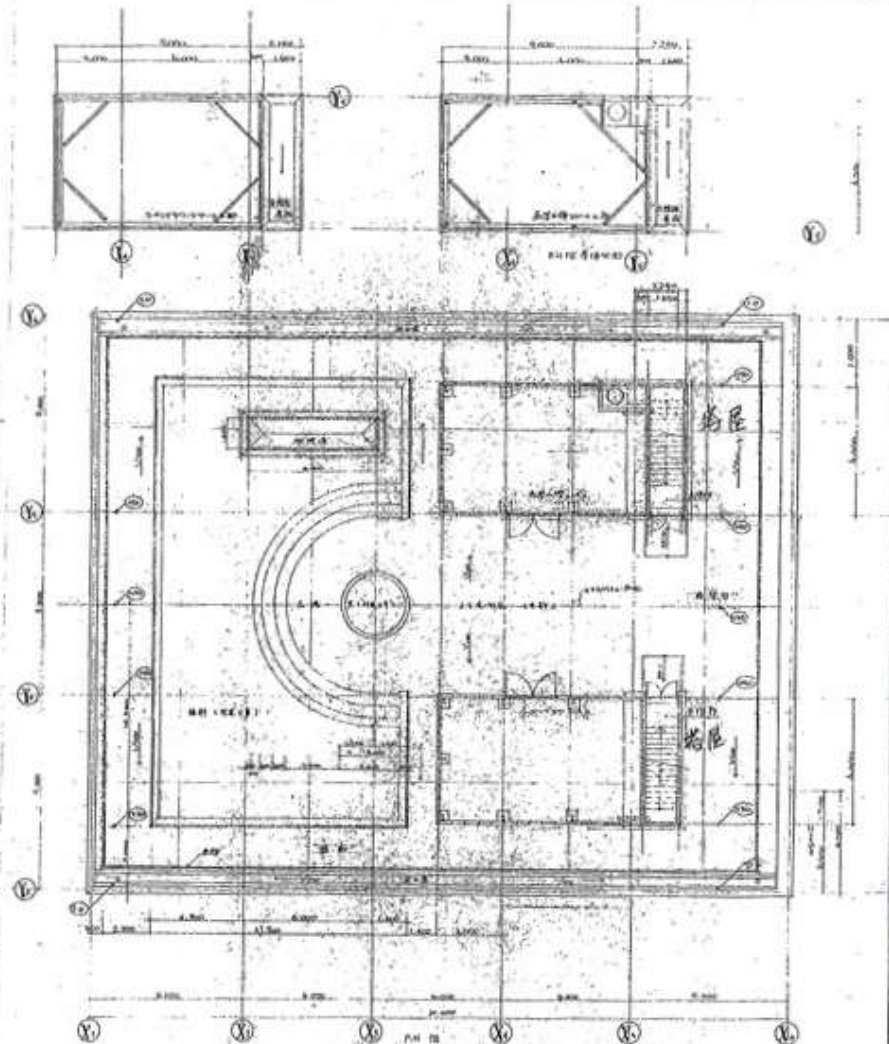
4階

平和会館

5階、屋上



5階



屋上

- b 所在地 長崎市平野町7番8号
- c 構造 鉄筋コンクリート・一部鉄骨造  
地下2階・地上2階  
延床面積 4,995.09 m<sup>2</sup>
- d 設置年月日 昭和56年7月21日
- e 設置目的 平和公園に設置する有料公園施設として、公共の福祉の増進に資することを目的とした都市公園の効用を全うするため。

f 主な施設内容

地下1階	〔歴史民俗資料館〕、中央監視室、清掃員詰所、機械室、電気室、受水槽室
中地階	シャワー室、機械室
1階	〔野口彌太郎記念美術館〕、玄関ホール、警備員詰所
2階	楽屋、平和案内人控室（大）、平和案内人控室（小）、平和交流スペース、倉庫、〔収蔵庫〕、機械室
3階	体育館兼集会所（平和会館ホール）、ホワイエ
4階	観覧席、映写室、機械室
5階	調光室、放送室、機械室
屋上	屋上、搭屋

※〔 〕内は文化財課が所管する同一建屋内の別施設

g 開館時間

体育館兼集会所	9時00分～22時00分
体育館兼集会所以外	9時00分～17時00分

- h 休館日 1月1日～3日、12月29日～31日、毎週月曜日（休日を除く）、及び休日の翌日

## イ 指定管理者制度導入による効果の検証

### (ア) 利用者の推移

#### a 長崎原爆資料館

	年度	導入前 (平成 30 年度)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
展示室	入館者数	656,637 人	646,270 人	206,295 人	267,705 人	544,345 人
	うち有料	589,140 人	581,284 人	173,817 人	231,903 人	485,248 人
ホール	利用件数	249 件	200 件	148 件	183 件	301 件
	利用人数	49,973 人	33,558 人	18,110 人	27,333 人	50,535 人

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため次の期間を臨時休館

令和 2 年度：52 日間（4/10～5/31）

令和 3 年度：104 日間（4/28～6/6、8/10～9/12、1/23～2/20）

#### b 長崎市平和会館（体育館兼集会所）

年度	導入前 (平成 30 年度)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用件数	217 件	221 件	128 件	156 件	274 件
利用人数	31,190 人	30,890 人	12,983 人	15,044 人	23,018 人

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため次の期間を臨時休館

令和 2 年度：19 日間（4/22～5/10）

令和 3 年度：71 日間（4/28～6/7、8/27～9/12、1/23～2/20）



(イ) 指定管理委託料（修繕に係る委託料を除く）

a 長崎原爆資料館

年度	導入前 (平成 30 年度)	令和元年度 (9/1~3/31)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (見込)
原協定額①	43,288 千円	18,297 千円	33,032 千円	32,112 千円	30,396 千円
変更額（コロナ増額分）②		4,293 千円	48,443 千円	74,539 千円	76,838 千円
①+②	43,288 千円	22,590 千円	81,475 千円	106,651 千円	107,234 千円
特定収入③				16,118 千円	59,072 千円
実績(①+②-③)	43,288 千円	22,590 千円	81,475 千円	90,533 千円	48,162 千円

※R元年度の「変更額（コロナ増額分）②」については、翌年度に運営経費負担金として追加支出

b 長崎市平和会館

年度	導入前 (平成 30 年度)	令和元年度 (9/1~3/31)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (見込)
原協定額①	32,799 千円	10,785 千円	28,399 千円	31,601 千円	31,741 千円
変更額（コロナ増額分）②		1,090 千円	3,253 千円	9,262 千円	8,747 千円
①+②	32,799 千円	11,875 千円	31,652 千円	40,863 千円	40,488 千円
特定収入③				2,810 千円	3,337 千円
実績(①+②-③)	32,799 千円	11,875 千円	31,652 千円	38,053 千円	37,151 千円

※R元年度の「変更額（コロナ増額分）②」については、翌年度に運営経費負担金として追加支出

(ウ) 利用料金収入

a 長崎原爆資料館

年度	導入前 (平成 30 年度)	令和元年度 (9/1~3/31)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (見込)
金額	102,153 千円	52,708 千円	29,286 千円	34,868 千円	77,821 千円

b 長崎市平和会館

年度	導入前 (平成 30 年度)	令和元年度 (9/1~3/31)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (見込)
金額	4,748 千円	2,992 千円	1,976 千円	3,053 千円	3,653 千円

(エ) 主なサービス向上策

- ・キャッシュレス決済の拡充
- ・観光関連団体との連携による来館者誘致の取組み（周遊チケットへの参加）
- ・スマートフォン向けアプリ電子版チケット「STLOCAL」、 「my route」の導入
- ・スーツケース対応大型コインロッカーの設置
- ・QRコードを活用したアンケートの実施やリーフレットの配布
- ・駐車場の入庫管理及び料金精算等の機械化

(オ) 評価

指定管理者制度導入後間もなくのコロナ禍のため、海外からの団体客誘致が実施困難であったが、そのような状況の中でも、新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインに沿った適切な対策を講じるとともに、利用者が安全・安心に来館できる環境づくりがなされた。

また、キャッシュレス決済の拡充、西九州新幹線開業に合わせた周遊チケット等への参加、電子版チケットの導入等を行っており、来館者の利便性向上につながる取組みとして評価できる。

**ウ 次期指定管理者の選定方針について**

- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| (ア) 現在の指定管理者 | 長崎平和施設管理グループ           |
| (イ) 現在の指定期間  | 令和元年9月1日から令和6年8月31日まで  |
| (ウ) 次期指定期間   | 令和6年9月1日から令和12年3月31日まで |
| (エ) 選定方法     | 公募                     |
| (オ) 利用料金制    | 適用                     |

エ 指定までのスケジュール

年 月	市議会	内 容
令和5年6月	6月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和5年8月		指定管理者公募
令和5年10月		↓
令和5年11月		・公募締切
		審査（指定管理者候補者選定審査会）
		・審査及び候補団体の決定
令和6年2月	2月議会	指定管理者の指定
		・指定議案審査
		債務負担行為の設定
		・補正予算議案審査